

2017年12月19日

Japan tax alert

EY税理士法人

QI制度に係るアップデート 外部検証人に係る独立性要件・ QDDに係る登録方法等について

EY税理士法人 タックス・アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したは、下記サイト
からご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

11月29日と12月8日に、FATCAポータルサイトに関する良くある質問(FAQ)と回答が追加されましたので、ご案内申し上げます。

良くある質問の全文は、以下のサイトからご覧ください。

<https://www.irs.gov/businesses/corporations/frequently-asked-questions-faqs-fatca-compliance-legal>

今般追加されたFAQの概要は、以下の通りです。

QDD申請の時期について

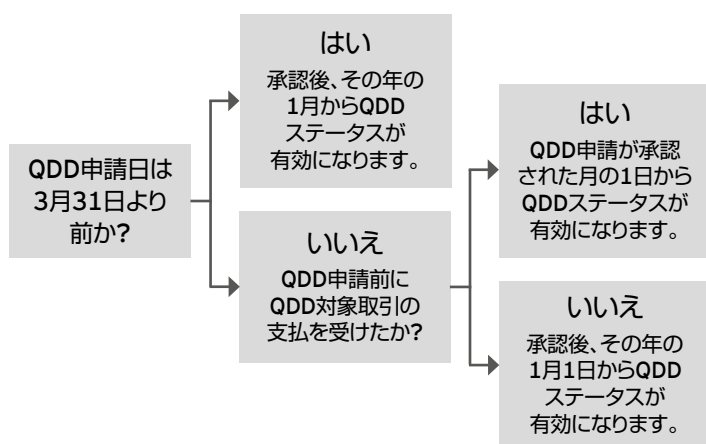
既にQI(適格仲介人)となっている金融機関がQDD(適格デリバティブ取扱業者)の申請を行う場合、現行のQI契約の満了を待つのではなく、e-mailにてIRSのQI担当部署であるForeign Intermediary Team (lbi.fi.qiwpissues@irs.gov)に申請を行う必要があります。

なお、QDDステータスを取得したQIにおいては、2017年12月31日をもって、QSLステータスは失効いたします。また、当該QIの支店において、QDDステータスの適

用を受けたい場合には、当該支店について、個別に申請を行う必要がございます。

QI申請又は更新時以外にQDD申請を行う場合について

QDDステータス開始時期について、以下の通り説明されています。



なお、QDDとして取引開始予定日の属する年度の前年に申請することはできません。また、2017年3月31日より後にQDD申請を提出する場合、IRSの承認まで、様式W-8IMYにおいて自らのステータスをQDDと記載することはできないことに留意する必要があります。

NFFEである米国外リバースハイブリッド事業体のWP申請について

米国外リバースハイブリッド事業体(米国税務上は法人として課税を受けるが、米国外ではパススルー課税を受ける事業体)がWP(源泉徴収外国パートナーシップ)になるためには、FFIであることが要件の1つとしてQI契約に記載されています。ただし、NFFEである米国外リバースハイブリッド事業体に該当する場合であっても、実質的に米国内で発生した商取引に関する所得(米国実質関連所得という)として取り扱われる役務提供に係

る所得に対して源泉徴収を行う目的でWPの申請が可能です。その場合、WP契約上の源泉徴収対象支払に係る報告などの要件を満たしていることが前提となります。

QDDであるQIの定期検証免除申請について

QDDとして行った取引に関し、2017年と2018年の定期検証は必須ではありませんが、この場合もQIとして行った取引については定期検証の対象となります。QDDであるQIは、原則として定期検証の免除申請を行うことはできませんが、QI契約に規定されるその他免除要件を満たす場合には、(QDDとして行った取引について定期検証が必須とされていない)2017年又は2018年を対象期間とする定期検証に限り、QIとして行った取引についても免除申請を行うことができます。

外部検証人の独立性について

現行のQI、WP、WT契約にて、内部又は外部検証人の独立性が要件として定められています。QI契約の前文では、検証人は客観的に検証を実施するための十分な独立性を保持し、自身の業務又は同じ会社(Firm)が実施した業務を検証することができないとしています。2017年までの定期検証における外部検証人の独立性及び本目的における会社(Firm)の解釈については、IRSは外部検証人が定期検証業務を実施するにあたり設定した独立性基準を許容することを明確化しています。本FAQでは、例えば、公認会計士が行う合意した手続きに基づく検証業務において適用する独立性の基準に言及がされており、QI関連業務への関与状況や対象会社との利害関係などを考慮したうえで、外部検証人を選定する必要があります。なお、2018年以降を対象とする検証については、追加のFAQ又はガイダンス公表が予定されています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171219

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp